

○輪島市医療従事者修学資金貸与条例

(平成 20 年 9 月 18 日条例第 31 号)

改正 平成 21 年 6 月 26 日条例第 36 号 平成 26 年 12 月 16 日条例第 74 号
令和 5 年 3 月 23 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は薬剤師(以下「医療従事者」という。)を養成する大学、学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者で、当該施設を卒業後、市立輪島病院(以下「病院」という。)において医療従事者としてその業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内において医療従事者修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、病院における医療従事者の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第 2 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、前条に規定する者のうち次に掲げる者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号。以下この条において「法」という。)第 19 条第 1 号に規定する学校又は同条第 2 号に規定する保健師養成所に在学する者
- (2) 法第 20 条第 1 号に規定する学校又は同条第 2 号に規定する助産師養成所に在学する者
- (3) 法第 21 条第 1 号に規定する大学、同条第 2 号に規定する学校又は同条第 3 号に規定する看護師養成所に在学する者
- (4) 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 20 条第 1 号に規定する学校又は診療放射線技師養成所に在学する者

- (5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所に在学する者
- (6) 臨床工学技士法(昭和 62 年法律第 60 号)第 14 条第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は臨床工学技士養成所に在学する者
- (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学における薬学の正規の課程(同法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。)に在学する者

2 前項の規定にかかわらず、石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和 49 年石川県条例第 23 号)第 2 条第 4 項の規定による地域医療支援看護師等修学資金の貸与(第 10 条第 3 項において「県修学資金の貸与」という。)を受けている者(助産に関する学科又は課程を修めている者を除く。)は、貸与の対象としない。

(貸与額)

第 3 条 修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者 月額 5 万円
- (2) 前条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる者 月額 8 万円
- (3) 前条第 1 項第 7 号に掲げる者 月額 10 万円

(利子)

第 4 条 修学資金は、無利子とする。

(貸与期間)

第 5 条 修学資金の貸与期間は、第 7 条の規定による貸与の決定をした日の属する月から養成施設を正規の修学期間で卒業する日の属する月までとする。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を定め、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、修学資金を貸与するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、修学資金の貸与期間の変更、貸与の取消し及び停止、返還の免除及び猶予その他修学資金の貸与に関する事項について審査し、決定するものとする。

(成績証明書等の提出)

第8条 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)は、養成施設を卒業するまでの間、毎年4月末までに在学証明書及び前学年度末における成績証明書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し)

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) その他市長が修学資金を貸与する目的を達成する見込みがないと認めるとき。

(貸与の停止等)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による貸与の決定を停止するものとする。

- (1) 養成施設を休学したとき。

- (2) 養成施設を留年したとき。
- (3) 養成施設から停学又はその他処分を受けたとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (5) その他市長が修学資金を貸与することが適当な状態でないと認めるとき。

2 市長は、修学生が前項各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月分の修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

3 市長は、修学生が県修学資金の貸与を受けることとなったときは、当該県修学資金の貸与を受けることとなった日の属する月からの月分(次条において「返還対象月分」という。)の修学資金の貸与を停止するものとする。

(返還)

第 11 条 修学資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)又は連帯保証人は、当該借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、規則で定めるところにより、当該貸与を受けた修学資金の全額(第 3 号に規定する場合にあっては返還対象月分の修学資金として既に貸与された額、第 13 条第 2 項の規定により返還債務の一部が免除された場合にあっては当該貸与を受けた修学資金の全額から当該一部免除された額を控除した額)を返還しなければならない。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年を経過したとき。
- (2) 第 9 条の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。

- (3) 前条第1項及び第3項の規定により修学資金の貸与が停止された場合において、返還対象月分として既に貸与された修学資金があるとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を一時猶予することができる。

- (1) 病院において医療従事者としてその業務に従事しているとき。
- (2) 第9条第3号の規定により修学資金の貸与の決定が取り消された後、引き続き養成施設に在学しているとき。
- (3) 養成施設を卒業後、病院において医療従事者としてその業務に従事せず、他の養成施設に修学しているとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還債務の履行が困難であると認められるとき。

(返還債務の免除)

第13条 市長は、借受人で、養成施設を卒業した日から1年以内に医療従事者の免許を取得し、かつ、当該免許を取得後、直ちに病院の医療従事者となり、引き続き病院において医療従事者としてその業務に従事しているものが、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた月数に12月を加算した期間に相当する期間以上に達したとき。
- (2) 当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の障害により当該業務に従事することができなくなったとき。

2 市長は、修学生が在学中に死亡したとき、又は借受人が前項第2号に規定する以外の理由による死亡その他やむを得ない理由により修学資金の返還債務を履行

することが困難であると認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延利息)

第 14 条 市長は、借受人が正当な理由がなく修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、規則で定めるところにより、遅延利息を徴収するものとする。

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 6 月 26 日条例第 36 号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定を受けた修学資金について適用し、同日前に貸与の決定を受けた修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日条例第 74 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の輪島市医療従事者修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定を受けた修学資金について適用し、同日前に貸与の決定を受けた修学資金については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日条例第 20 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。